

議第98号

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例の制定について

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例を次のように定める。

呉市消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例
(通則)

第1条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員，任免，報酬，服務等については，この条例の定めるところによる。

(団員の種類)

第2条 団員の種類は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本団員 次号に規定する機能別団員以外の団員をいう。
- (2) 機能別団員 従事すべき消防事務の範囲が極めて限定された特定の任務に従事する団員をいう。

(定員)

第3条 団員の定員は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本団員 1, 800人
 - (2) 機能別団員 100人
- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「施行令」という。）第4条第1項第1号の条例定員は，前項各号の定員を合計した数とする。
- 3 施行令第4条第3項の条例定員は，第1項第1号の数とする。

(任用)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は，市長が消防団の推薦に基づき，基本団員のうちから任命する。

2 団員（団長を除く。）は，次の各号のいずれにも該当する者のうちから，団長が市長の承認を得て任命する。

- (1) 本市の区域内に居住し，勤務し，又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で，かつ身体強健な者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は，団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常態とする者

(分限)

第6条 任命権者は，団員が次の各号のいずれかに該当する場合には，これを降任し，又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第2項第1号に該当しないこととなったとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(規則への委任)

第8条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(定年)

第9条 団員の定年は、年齢70歳とする。

2 団員は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

3 任命権者は、定年に達した団員が前項の規定により退職すべきこととなる場合において、その団員の退職により消防団の運営に著しい支障が生ずるとき又はその団員の退職による欠員を容易に補充することができないときは、期限を定め、その団員を引き続いて勤務させることができる。

(服務規律)

第10条 団員（団長を除く。以下この条において同じ。）は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第11条 団員が引き続き10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては団長に届け出なければならない。

2 特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

区分	階級等	年額報酬の額
基本団員	団長	82,500円

	副団長	69,000円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長	39,500円
	班長及び機関員	37,000円
	その他の団員	36,500円
機能別団員	団員	12,000円

3 団員が災害出動（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び警戒，捜索等に係る出動をいう。以下同じ。）その他の出動をしたときは，次の表に定める出動報酬を支給する。

出動の区分	出動報酬の額
災害出動	1日につき8,000円 ただし，出動が5時間未満の場合は，4,000円
その他の出動	1日につき3,000円 ただし，出動が5時間未満の場合は，1,500円

4 第1項の報酬の支給方法については，規則で定める。

（費用弁償）

第15条 団員が職務のため旅行したときは，その費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給については，呉市旅費条例（昭和26年呉市条例第94号）の規定を準用する。この場合において，費用弁償する額は，同条例別表中「その他の職員」とあるのは，「消防団員」と読み替えるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和3年10月1日から施行する。ただし，第14条，第15条及び次項第3号の規定は，令和4年4月1日から施行する。

（呉市消防団員サービス条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は，廃止する。

(1) 呉市消防団員サービス条例（昭和23年呉市条例第84号）

(2) 呉市消防団員定数，任免及び懲戒条例（昭和23年呉市条例第85号）

(3) 呉市消防団員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年呉市条例第56号）

（提案理由）

消防組織法の規定に基づく技術的助言を踏まえ，非常勤の消防団員の定員，任免，報酬，サービス等について必要な事項を定めるため，この条例案を提出する。